



2026年2月18日

各位

会社名 Atlas Technologies 株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 浩司
(コード番号：9563 東証グロース市場)
問合せ先 コーポレート本部 執行役員 高橋 みのり
(TEL 03-6821-1612)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年3月26日に開催予定の第8期定時株主総会に「定款一部変更の件」として、監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会設置会社への移行により、取締役会を構成するメンバー全員で中長期的かつ戦略的な議論を行い、取締役会のさらなる活性化を図るとともに、執行への権限移譲による意思決定の迅速化と、モニタリング機能を強化することを目的としています。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設など、所要の変更を行うものであります。

(1) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款の一部変更のための株主総会開催日 2026年3月26日

定款の一部変更の効力発生日 2026年3月26日

以上

定款 新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) <u>監査役</u> 3) <u>監査役会</u> (新設) 4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略) (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. (条文省略)</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は5名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (条文省略) 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 (削除) (削除) 2) <u>監査等委員会</u> 3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり) (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. (現行どおり)</p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は5名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり) 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができ株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了するときまでとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、<u>取締役副社長1名</u>を定めることができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定め、<u>必要に応じて取締役会長1名</u>を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、監査役会の日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附則 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第8期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>